

平成23年6月17日

福島県保健福祉部食品生活衛生課  
福島県農林水産部水産課

本県産ムラサキイガイの毒化に伴う採捕及び販売等の  
規制解除並びにトゲクリガニ及びイシガニに係る自粛  
要請の解除について（通知）

本県産ムラサキイガイについては、麻痺性貝毒による毒化に伴い、平成23年4月7日から採捕及び販売等の規制を行ってきたところですが、このたび、下記のとおり規制解除の基準（3回連続して規制値を下回る。）に達したため、本日をもって、この規制を解除しましたので、お知らせします。

また、ムラサキイガイを捕食するトゲクリガニ及びイシガニについても、毒化の可能性がなくなったため、採捕及び販売等の自粛要請を解除しましたのでお知らせします。

記

- 1 貝毒の種類 麻痺性貝毒
- 2 ムラサキイガイの検査結果

採捕日	麻痺性貝毒 (規制値：4MU/g)	規制海域
平成23年 5月16日	1.8 MU/g 未満	福島県下一円
5月31日	1.8 MU/g 未満	
6月13日	1.8 MU/g 未満	

(検出下限値：麻痺性貝毒 1.8MU/g)

1 MU (マウスユニット) /g とは、体重20gのマウスを15分で致死させる毒量をいう。

- 3 検査機関 福島県衛生研究所
- 4 規制（自粛）日 平成23年4月 7日
- 5 解除日 平成23年6月17日